

平成 26 年度 沖縄県下水道協会下水道排水設備工事責任技術者

試験及び登録案内

1. 申込み手続き

(1) 受験資格者

沖縄県下水道協会下水道排水設備工事責任技術者試験及び更新講習実施要綱第 7 条及び要領第 2 条の規定による。

※ 試験を受験できる者は、次の各号の一つに該当する者とする。

要綱第 7 条第 1 項関係

① 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）による高等学校又は旧中学校令（昭和 18 年勅令第 36 号）による中学校以上の学校（以下「高等学校」という。）の土木工学科又は、これに相当する課程を修了して卒業した者。 「これに相当する課程」とは ① 土木科、農業土木科及び農業工学科 ② 建築科、建築工学科及び設備工学科 ③ 衛生工学科	卒業証明書
② 高等学校を卒業した者で、排水設備工事又は排水設備工事以外の下水道工事若しくは水道工事（以下「排水設備工事等」という。）の設計若しくは施工に関し、1 年以上の実務経験を有する者。	実務経験証明書
③ 排水設備工事等の設計又は施工に関し、2 年以上の実務経験を有する者。	
④ 前各号に掲げる者に準ずるものとして別に定める者。（要領第 2 条第 4 項関係）	

要領第 2 条第 4 項関係

① 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）による専修学校又は各種学校において、土木又はこれに相当する課程を修了した者、及び職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）による公共職業訓練施設において配管科を修了した者。	修了証明書
② 学校教育法による高等学校又は旧中学校令（昭和 18 年勅令第 36 号）による中学校以上の学校を卒業した者で、農（漁）業集落排水施設、コミュニティプラント、合併処理浄化槽等（以下「農業集落排水施設等」という。）の工事の設計又は施工に関して 1 年以上の実務の経験を有する者。	実務経験証明書
③ 農業集落排水施設等の工事の設計又は施工に関して 2 年以上の実務の経験を有する者。	
④ その他第 1 号から第 3 号までに準ずる者として、会長が認める者。	

※ その他（添付書類 ⑤受験資格を証明する書類）

卒業・修了証明書若しくは実務経験証明書以外で、下記の合格証明書若しくは資格者証のいずれかを取得しているものは、受験資格者である者とする。（写しを添付）

- ・ 管工事施工管理技士
- ・ 土木施工管理技士
- ・ 推進工事技士
- ・ 給水装置工事主任技術者
- ・ 建築士
- ・ 技術士（上下水道部門）
- ・ 監理技術者（管工事・水道施設工事）
- ・ 配管技能士

※ 前項の規定にかかわらず、次の各一つに該当する者は試験を受験することはできません。

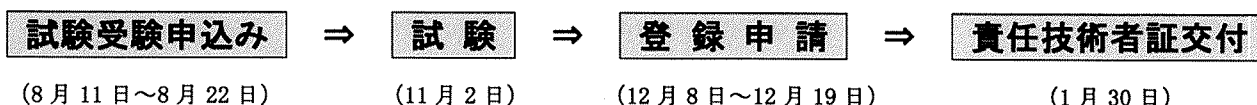
要綱第7条第2項関係

①	成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権していない者。
②	不正行為等によって試験の合格又は条例に違反して責任技術者としての登録を取り消され、取り消された日から2年を経過していない者。
③	前各号に掲げる者のほか、会長が受験を不相当と認める者。

※ 実務経験証明書について

①	証明書は、指定工事店とする。
②	証明者の指定工事店が市町村の下水道担当者（当協会一種正会員）以外の指定店である場合は、その指定工事店の所属する行政の指定店であることの証明書を添付すること。
③	実務経験を有する者（要綱第7条第1項②③、要領第2条第4項②③）の場合については、事業主が証明を行い、業務内容がわかる資料（会社業務約款・契約書等の写し）を添付すること。

(2) 申込から責任技術者証交付迄の流れ



(3) 申込期間

平成26年8月11日（月）～平成26年8月22日（金）

※土日・祝日を除く（8時30分から17時まで）

(4) 申込方法

下水道排水設備工事責任技術者試験受験申込書に、下記の書類を添えて、申込受付期間内に住所もしくは勤務先の住所がある市町村の下水道担当課へ直接申請して下さい。

※郵送での受付や沖縄県下水道協会事務局では申込受付は行っておりませんのでご注意ください。

* 提出書類

- ① 下水道排水設備工事責任技術者試験受験申込書
- ② 受験票（沖縄県下水道協会下水道排水設備工事責任技術者試験）
- ③ 写真（縦3.0cm×2.5cm、3ヵ月内で上半身脱帽、カラー）2枚【受験申込書用1枚・受験票用1枚】
【合格者は登録申請時にさらに2枚必要】
- ④ 住民票（市町村発行で提出日より3ヵ月以内のもの）
- ⑤ 身分証明書（市町村発行で提出日より3ヵ月以内のもの）
- ⑥ 指定工事店証写し（勤務先が指定工事店の場合のみ）
- ⑦ 受験資格を証明する書類（卒業証明書もしくは実務経験証明書など）
- ⑧ 受験手数料・試験標準問題集払込金受領証又はその写し
- ⑨ 合否通知用封筒〔定形外・A4〕（*申込者の住所・氏名を記入し、140円切手を貼ること。）

(5) 試験範囲 法令分野：排水設備に関する関係法令

技術分野：調査（測量）設計 施工

(6) 実施日及び試験地 【午後1時より受付をいたします。】

試験日	平成26年11月2日（日曜日）午後2時～午後4時
試験地 （地区）	那覇会場【那覇市職員厚生会館】 八重山・宮古・久米島 ※離島会場については、申込受付時に会場案内します。

(7) 手数料 ※一旦振込んだ手数料は試験中止の場合を除き、返還しませんのでご注意ください

受験手数料 4,000円
試験標準問題集 1,500円（希望者のみ）

(8) その他

- ① 試験当日は、受験票・筆記用具（鉛筆、シャープペン、消しゴム等）・電卓を持参して下さい。
- ② 購入された試験標準問題集は、原則受験申込申請時に受け渡します。

※ 注意

郵便及び電話などによる申込書請求及び提出は受理いたしません。

※当日の試験問題の持ち帰りはできません。

2. 合格者の登録申請手続き

(1) 合格者の発表

試験の可否については、受付した市町村の下水道担当課又は沖縄県下水道協会ホームページで確認できます（12月上旬予定）。また、合格者に対しては、本人宛に合格通知及び合格証を交付します。

(2) 登録の手続き方法

合格証を受け、責任技術者として登録をしようとする者は、合格通知に記載された期日までに、**受験申請を提出した市町村の下水道担当課の窓口**に下記の書類を添えて、登録の申請をしてください。

※ 注意

登録申請を期日までにしない者は、合格は無効となり登録の資格を失い、再度次回以降の試験を受けることとなります。

* 提出書類

- ① 下水道排水設備工事責任技術者登録申請書
- ② 写真(縦3.0cm×横2.5cm、3カ月内で上半身脱帽、カラー)2枚【登録申請書用1枚・技術者用1枚】
- ③ 住民票（氏名、住所等に変更があった場合のみ）
- ④ 合格証の写し
- ⑤ 登録手数料払込金受領証又はその写し
- ⑥ 技術者証送付用封筒〔定形・長3（縦23.5cm×横11.9cm）〕
（*申請者の住所・氏名を記入し、82円切手を貼って下さい。）

(3) 登録手数料 2,000円

(4) 登録有効期間

登録の有効期限は、5年とする。平成26年度に受験しかつ合格した者は、5年後の9月30日を有効期限とする。(平成31年9月30日)

(5) ご注意

- ① 合格証を得た者で、期間内に登録申請手続きを行わない場合は、合格は無効となり登録の資格を失い、再度次回以降の試験を受けることになります。
- ② 下水道排水設備工事責任技術者証を発行後、氏名・住所・勤務先等の記載に変更が生じた場合は「責任技術者届出事項変更届」の書類を、すみやかに各市町村の下水道担当課へ申請して下さい。
- ③ 下水道排水設備工事責任技術者証を発行後、紛失された場合は「下水道排水設備工事責任技術者証再交付申請書」の書類を、すみやかに各市町村の下水道担当課へ申請して下さい。
- ④ 試験問題の持ち帰りはできません。

3. 申し込み先 (各市町村の下水道担当課窓口)

※詳しい内容については各下水道担当課までお問い合わせ下さい
市町村名および電話番号

那覇市(料金サービス課) 098-941-7810	糸満市(水道部工務課) 098-840-8145	南風原町(区画下水道課) 098-889-2508	竹富町(建設課) 0980-82-6191
沖縄市(下水道課) 098-939-1212	豊見城市(下水道課) 098-850-8164	北谷町(都市計画課) 098-982-7702	読谷村(都市計画課) 098-982-9200
うるま市(下水道課) 098-973-7977	宮古島市(下水道課) 0980-73-4866	与那原町(上下水道課) 098-945-3017	中城村(上下水道課) 098-895-5280
浦添市(下水道課) 098-876-1234	石垣市(下水道課) 0980-82-1537	本部町(公営企業課) 0980-48-2655	北中城村(上下水道課) 098-935-2233
宜野湾市(下水道課) 098-893-4411	南城市(下水道課) 098-946-8994	嘉手納町(上下水道課) 098-956-1111	座間味村(公営企業課) 098-987-2320
名護市(下水道課) 0980-52-1962	西原町(上下水道課) 098-945-4934	久米島町(上下水道課) 098-985-2066	渡嘉敷村(経済建設課) 098-987-2323

沖縄県下水道協会(098-941-7850)